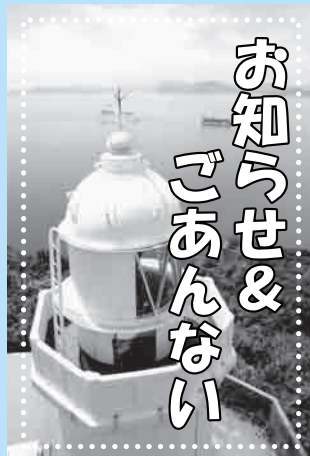


お知らせ & ごあんない



お知らせ

重心・母子受給者証の更新について

重度心身障害者・母子家庭医療の受給者証の有効期限が近くなりました。

6月18日(火)～6月28日(金)までに、各総合支所住民課で更新手続きを行って下さい。

■問い合わせ先

弓削総合支所 TEL 77-2503
岩城総合支所 TEL 75-2500
生名総合支所 TEL 76-3000
魚島総合支所 TEL 78-0011

軽度・中等度難聴児補聴器購入への助成制度について

身体障害者手帳の交付の対象にならない軽度・中等度難聴児に対し、成長期において言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を目的として、補聴器の購入費用に対する助成を行います。

■対象児

・原則として両耳の聴力レベルが

30デシベル以上

・身体障害者手帳交付対象外の18歳未満児

・その他、医師の意見により補聴器の装用が必要と認められる場合等

■その他

・助成は事前に申請が必要です。

■問い合わせ先

上島町発達支援センター さくら
0897-7219366
各総合支所住民課
(弓削総合支所除く)

教科書展示会開催

平成25年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。

今年度は、教科用図書の採択替えはありませんが、子どもたちが現在使用している教科書をぜひ手にとってご覧になっていただきたいと思えます。

なお、一般の方も自由にご覧いただけます。

■期間

6月14日(金)～6月27日(木)

■時間

午前9時～午後5時

■会場

せとうち交流館(朗読室)
※閉館日はありません。

労働保険の

年度更新について

事業主のみなさまへ

「あっーそろそろ更新しないとな...」
労働保険の更新は、社長の大事な

仕事です。

労働保険(労災保険・雇用保険)の平成25年度の年度更新が始まります。

手続期間は、6月1日(土)から7月10日(水)までです。

手続きはお早めに!

電子申請もご利用になれます。

<http://www.e-gov.go.jp/>

■問い合わせ先

愛媛県労働局労働保険徴収室

(TEL 089-935-5202)

又は最寄りの労働基準監督署まで
(今治 TEL 089-813-214560)

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間における「電話相談開設」のお知らせ

■相談内容

いじめ・体罰・児童虐待など、子どもの人権問題に関するあらゆる相談(無料・秘密厳守・予約不要)

■強化週間

平成25年6月24日(月)～

6月30日(日)までの7日間

■受付日時

① 6月24日(月)～6月28日(金)
午前8時30分から午後7時まで

② 6月29日(土)・30日(日)
午前10時から午後5時まで

■電話番号

全国統一電話番号

0120-00071110

フリーダイヤル、携帯電話からの相談も可能

■相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

■主催

松山地方法務局・愛媛県人権擁護委員連合会

※ 詳しくは、松山地方法務局人権擁護課(TEL 089-932-1088)までお問い合わせください。

ボランティア・チャレンジ

2013

今年も、ボランティア活動や地域活動への参加を応援するボランティア・チャレンジ2013が実施されます。「愛媛ボランティアネットワーク」をご覧いただき、気になるボランティアを見つけ、その活動に参加してみませんか?

自分の意志で、無理せず、楽しく、できることから始めてみましょう!

【愛媛ボランティアネットワーク】

<http://nv.pref.ehime.jp/>

■問合せ先

上島町 企画政策課

TEL 0897-7712500

愛媛県男女参画・県民協働課

TEL 089-912-12305



参加募集 第18回男女共同参画社会づくり推進県民大会

基調講演 「ビジネスを育てる女性の力 -夢・起業・経営-」

講師：志村なるみ（ABC Cooking Studio創始者）

パネルトーク 「女性の活躍は地域経済活性化の切り札 -“起業”と“企業”を考える-」

志村なるみ・山下由美・岩丸裕建・桐木陽子

日 時 平成25年6月18日(火) 午後1時～午後3時40分

会 場 ひめぎんホール サブホール

参 加 料 無料

申 込 方 法 電話、ハガキ、ファックス、Eメール（携帯電話メール可）

問 合 せ 先 〒790-8570 愛媛県男女参画・県民協働課 男女参画グループ

電話 089-912-2332 ファックス 089-912-2444

E-mail danjokyodo@pref.ehime.jp



志村なるみ氏

美しい景観を守るために
ポイ捨て“や”不法投棄はやめましょう！

不法投棄とは、違法に物を捨てる行為のことで、道路への空き缶等のポイ捨てから、海岸、畑等へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄などさまざまなケースが含まれます。

一方、ポイ捨てとは、空き缶、空き瓶、ペットボトル、犬猫の糞、タバコの吸殻、弁当ガラ、紙くず等、軽微なごみの小量な不法投棄を意味します。不法投棄にしても、ポイ捨てにしても、私たちの生活環境保全や公衆衛生を乱す迷惑行為であることに変わりありません。

不法投棄は犯罪です。罪は重く、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。

もし、不法投棄を発見した場合、投棄者と直接接触せず、情報（日時、場所、性別、投棄物の種類、量、車の車種・ナンバーなど）を記録して、各総合支所の住民課までご連絡ください。

なお、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までは「全国不法投棄監視ウィーク」と設定されていますので、私たちの町をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。

～愛媛HIV検査普及週間における保健所からのお知らせ～

愛媛HIV検査普及週間：6月1日(土)～6月7日(金)

【無料・匿名】夜間のエイズ（HIV抗体）検査を実施します。

日 時 平成25年6月4日(火) 午後5時30分～午後7時30分
場 所 今治保健所 1階（今治市旭町1丁目4-9 県今治支局）
※エイズ検査の結果は、約30分後に分かります。
（ただし、確認検査が必要な場合は後日になります。）

問合せ先 今治保健所 健康増進課 感染症対策係
0898-23-2500（内線228・364）

私は守ります。電波のルール

電波利用環境保護周知啓発

強化期間

6月1日～6月10日

電波利用環境が不法的な電波で乱されると社会は大混乱。電波の利用には、原則、免許が必要です。

総務省 四国総合通信局

災害防止について県からのお願い

6月は「防災対策強調月間」です。梅雨前線や台風などの影響で、大雨による災害が起きやすい季節です。県ではこの月間中、河川、道路などの土木施設や工事現場のパトロールを強化し、危険箇所の発見や応急工事の実施など災害の未然防止に努めています。

皆さんも、テレビ、ラジオなどの災害情報に注意し、危険が迫ったときはすぐに避難するなど、災害に対する警戒を十分に心掛けてください。

また、災害に備えて懐中電灯や携帯ラジオなども常に準備しておきましょう。

なお、危険な箇所を見かけたときは、すぐにお近くの町役場や県の土木事務所などにお知らせください。

災害の防止に皆さんのご協力をお願いします。

今治土木事務所 0898-23-2500

弓削総合支所 77-2500 生名総合支所 76-3000 岩城総合支所 75-2500 魚島総合支所 78-0011

国民年金 保険料の納付で困ったときは…

第1号被保険者で経済的理由などにより保険料を納めることが困難な場合は、役場住民課、年金事務所で申請すると、該当条件によって次の制度が利用できます。審査後、結果通知が届きます。

国民年金保険料免除

■法定免除

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害基礎年金または被用者年金の障害年金（1級・2級）を受けている人

■申請免除

- ・本人、配偶者、世帯主の所得が少なく納付が困難な人
- ・天災などによる損害や失業などにより納付が困難な人

1. 全額免除
2. 4分の3免除（3,760円納付）
3. 半額免除（7,520円納付）
4. 4分の1免除（11,280円納付）

※2～4は保険料（平成25年度月額）の一部納付が前提のため、納めないと未納扱いとなります。免除の承認期間は7月から翌年の6月までです。（24年度の免除を希望される場合は6月までに申請が必要です。）前年の所得を基準とするため毎年申請が必要ですが、申請時に継続審査を希望し全額免除を承認された人は、翌年度以降の申請が不要です。

若年者納付猶予制度

30歳未満の人は、本人と配偶者の所得状況によって保険料の納付が猶予されます。

※猶予の承認期間は7月から翌年の6月までです。（24年度の免除を希望される場合は6月までに申請が必要です。）前年の所得を基準とするため毎年申請が必要ですが、申請時に継続審査を希望し納付猶予を承認された人は、翌年度以降の申請が不要です。

学生納付特例制度

学生本人の前年所得が118万円以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※猶予の承認期間は4月から翌年の3月までです。前年の所得を基準とするため毎年申請が必要です。【必要なもの】学生証（コピー可）または在学証明書

追納制度

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は未納にはなりませんが、全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、10年以内の保険料に限り、後から納めること（追納）ができます。

ただし、免除、納付猶予、学生納付特例を受けてから3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算金額が上乗せされます。

みんなで築こう 人権の世紀 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの街の相談パートナーである人権擁護委員は、委員制度の周知及び人権思想の普及高揚を図るため、様々な啓発活動を行っています。

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か松山地方法務局までご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

○松山地方法務局（最寄の法務局へ接続されます）0570-003-110

○女性の人権ホットライン 0570-070-810

上島町の人権擁護委員は次の方々です。

- 弓削地区 中 美幸
- 生名地区 村上 寛仁
- 岩城地区 山本功太郎
- 魚島地区 中村 一義



瀬戸内海における海洋エネルギー利用と表層潮流発電

期 日 平成25年6月13日(木)
時 間 午後1時～午後3時(洋上実験)
 午後3時～午後4時(本校会議室に移動・説明、質疑応答)
実 施 場 所 弓削商船高専棧橋～岩城島周辺
 実習船「はまかせ」で移動予定



対 象 一般(潮流発電に興味がある中学生以上)
定 員 20名程度
受 講 料 無 料【ただし、保険料500円が必要】※当日、集金いたします。

趣 旨 ・ 目 的 現在の地球温暖化をはじめとする環境問題は全地球規模のものと認識されています。持続可能性を有する環境型社会の形成が不可欠で、海洋エネルギーは、その発現の規則性が極めて高く、予測可能な自然エネルギーです。

本講座では海洋エネルギーのうち潮流エネルギーに着眼し、表層潮流を利用する発電システムの評価実験装置の設計・製作を試みた研究の報告を基軸に海洋エネルギーについて皆様と一緒に瀬戸内の自然エネルギーについて考えてみます。

講 師 弓削商船高等専門学校 電子機械工学科 教授 木村隆則

申 込 方 法 申込書に必要事項を記入の上、**6月7日(金)**までに企画広報室企画係へ郵送、FAX、又はメールでお申し込みください。受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

なお、受付出来なかった場合は、その旨を連絡します。
 (メールの場合は、公開講座名と必要事項をご記入の上、お申込みください。)

申込み及び問い合わせ先



〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000

弓削商船高等専門学校企画広報室企画係

TEL : 0897-77-4613 FAX : 0897-77-4691 E-mail : kikaku@yuge.ac.jp

島タブ！サービスサイトサービス開始

上島町情報化推進協議会(上島町・弓削商船高等専門学校・四国情報通信懇談会)で昨年度開発した「島タブ！サービスサイト」が、このたび利用できるようになりました。

島タブ！サービスサイトは、上島町で生産されている製品や、町やボランティア団体が提供している各種サービスを統合したサービスサイトです。上島町の地域活性化、住民サービスの向上を目的に、町内の商店やボランティア団体と協力し、高齢者をはじめ地元住民へ向けて、地元の生産品の販売、掃除や買い物代行などのボランティアサービスの提供を行います。

サイトは次のURLよりアクセスできます。

<https://eccube.info.yuge.ac.jp>

●サイトに関するお問い合わせ先

弓削商船高等専門学校 情報工学科 長尾研究室

E-mail : smartis@yuge.ac.jp



『えひめ夢提案制度』25年春の提案募集

「県の決まりを変えてくれたら、もっと地域に役立つ事業ができるのに…」と思ったことはありませんか？

県では、規制緩和をはじめ、様々な形で地域を応援する「えひめ夢提案制度」を設けています。皆さまからの積極的な提案をお待ちしています。

■締切：6月30日(日)までに所定様式をメール、FAXで問い合わせ先へ

■問い合わせ先：愛媛県 地域政策課 電話：089-912-2235 FAX：089-912-2969

メール：yume-teian@pref.ehime.jp

夢提案 で 検索

上島町で農業を始めたい皆さんを応援します！

新規就農への不安を解消し、安心して農業が始められるよう、就農準備の段階から農業経営を開始する初期段階まで、農業を始める方々を国の予算の範囲内で総合的にサポートする制度ができました。制度を活用して農業を始めたいという方はお問い合わせ窓口へご連絡ください。

青年就農給付金 … 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）と農業経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

● 給付者の主な要件

- (1) 就農予定時の年齢が原則45歳未満で、農業経営者となることに強い意欲を有していること
- (2) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

◆ I 準備型

愛媛県が認めた農業大学校等で研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付

- 準備型要件 研修計画が認定研修機関等で概ね1年以上研修する内容になっていること
- 給付主体 愛媛県等

※給付金返還となるケース

- ・研修計画に則して必要な技能を習得することができないと県が判断した場合
- ・研修終了後1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合
- ・給付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合

- お問い合わせ窓口 愛媛県 東予地方局今治支局地域農業室 0898-23-2570
しまなみ農業指導班岩城駐在所 75-2014

◆ II 経営開始型

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付

- 経営型要件 独立・自営就農（農地の利用権等を有し、主体的に農業経営を行う者）であること
経営開始計画が5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
上島町が作成する「人・農地プラン」へ位置づけられていること

- 給付主体 上島町

※給付停止となるケース

- ・給付金を除いた本人の前年の所得の合計が250万円以上の場合
- ・経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと町が判断した場合

- お問い合わせ窓口 上島町産業振興課農林振興係 75-2500

- 申込及び期限 経営開始計画書を平成25年8月末日（今年度分）までに窓口へ提出
※ 様式は町ホームページでダウンロードするか、上記窓口へ請求して下さい。

登録調査員の募集について

上島町では、国勢調査をはじめとする各種統計調査の調査員として登録していただける「登録調査員」を募集します。

「登録調査員」とは、各種統計調査実施の際に調査員や指導員といった業務に従事していただける方を事前に登録していただく制度です。

詳しい内容については、問合せ先までご連絡ください。

■ 仕事の内容

調査員説明会への出席、調査票の配付、回収、点検、整理など

■ 報酬

調査内容により異なる

■ 問合せ先

上島町役場 広報情報課（統計担当）
TEL 0897-7712500

住民基本台帳カード関連業務の停止について

平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となり、平成25年7月8日からは、住民基本台帳ネットワークシステム及び住民基本台帳カードについても適用の対象とされます。

この法改正に伴う作業を行うため、上島町では平成25年6月4日（火）、5日（水）の2日間、住民基本台帳カードを使用した届出等の業務を行うことができません。住民票や戸籍謄本等の発行は可能です。

住民の皆様には、大変ご不便やご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。なお、詳しくは各総合支所住民課までお問い合わせください。

■ 問合せ先

弓削総合支所	住民課	TEL 7712503
生名総合支所	住民課	TEL 7613000
岩城総合支所	住民課	TEL 7512500
魚島総合支所	住民課	TEL 7810011